

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人A提出の上告趣意について。

右は、原判決の認定していない事柄を申し述べた上、結局被告人の行為は事実の上から恐喝ではないと主張するのであるが、かかる主張は上告趣意として不適法のものであるから、取り上げるわけにゆかない。

よつて刑訴施行法第二条旧刑訴法第四四六条に従い、全裁判官一致の意見により主文のとおり判決する。

検察官 十蔵寺宗雄関与

昭和二五年一二月二八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎